

学費未納者の退学を認めない旨の運用を行っている国立大学に対して、未納学生による在学契約の解除の行使が認められた事例

- 【文献種別】 判決／札幌地方裁判所
【裁判年月日】 平成29年12月26日
【事件番号】 平成28年（ワ）第2414号
【事件名】 損害賠償等請求事件
【裁判結果】 一部認容、一部棄却
【参照法令】 国家賠償法1条1項、民法92条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449224

事実の概要

Xは、国立大学法人Y₁に所属していた学生で、Y₂はY₁の学長(当時)、Y₃は学部長(当時)、Y₄は、Xの所属するコースのコース長(当時)である。

Y₁の通則には、「学生が退学しようとするときは、詳細な事由を記載した退学願いを当該学部長に提出し、その許可を受けなければならない(29条)」「授業料の納付を怠り督促を受け、なお納付しない学生は、当該学部の教授会の議を経て、総長が除籍する(30条4号)」「前期又は後期の中途において退学し、又は退学を命ぜられ若しくは除籍された場合は、別に定める場合を除き、これらの場合のいずれかに該当することとなった日の属する期に係る授業料を納付しなければならない(39条1項)」という趣旨の記載がある。また、Y₁授業料等免除内規では、「前期又は後期の一部の期間を休学した場合の免除すべき額」を定め(11条2項)、除籍等内規には、「Y₁の学部等に在学する者で、授業料を2期納付せず、督促を受けてもなお納付しないときは、本件通30条4号より、当該授業料の2期目の納付に係る学期の末日をもって除籍する」旨の定めがある(2条)。

Xは、平成24年度のY₁の入学試験に合格し、入学料の納付などの入学手続を完了した上で、同年4月1日にY₁大学と在学契約を締結し、Y₁に入学した。Xは、平成25年4月1日から工学部情報メディアネットワークコース2年に進学したが、同年10月28日、Y₁に休学願いを提出し、同年11月1日から平成26年3月31日までの休学が許可された。Xは、その後も複数回休学

願いを提出し、同年4月1日から平成28年3月31日までの間、Y₁から継続して休学が許可された。そのため、授業料等免除内規11条2項に基づき、平成25年度の授業料のうち、休学の許可された同年11月から平成26年3月までの5か月分の授業料が免除された結果、平成25年10月分の授業料が未納となった。

そこで、Y₁は、平成25年11月15日付けで、Xに対し、同年10月分の授業料4万4,650円の納付を請求したが、Xはこれに応ぜず、Y₁は、平成26年1月31日付けでXに督促状を送付した。

Xは、平成27年6月24日、Y₁に対し、退学理由を復学する意思がないためとした退学願いの写しを提出した。これに対して、Y₄は、授業料の支払いが学生の中核的な義務であり、通則39条などの下で授業料の未納がある学生の退学を認めることは、中核的な義務を怠った学生が除籍を免れることになり衡平を欠くことから、授業料の未納がある場合にはこれを完納するまで退学願いを受理しない運用(明文規定に存在しない)により、退学願いが正規に提出されても受理されない旨述べた。Xは、平成27年7月27日に退学願いを正式に提出したが、Y₁は、平成28年2月1日付けの書面で、Xに対し、退学が認められない旨を通知した。

Xは、Y₂は、Y₁の学長としてXの退学について最終決定権を有し(学校教育法93条2項)、Y₃は、学部長として退学の許可を決する立場にあったところ、YらがXの退学を拒絶し、在学契約の解除に応じなかったことにより、約10億6,000万円の損害を被ったとして、Yらに対して国家賠償法

に基づく損害賠償を請求した。

判決の要旨

一部認容、一部棄却。

1 Y₁～Y₄がXの退学を拒絶したことが、国家賠償法1条1項の適用上違法な公権力の行使に当たるか

「……在学契約においては、大学が学生に対し教育役務を提供するとともにこれに必要な教育施設等を利用させる義務を負い、学生は大学に対しこれに対する対価を支払う義務を負うことが中核的な要素とされているものの、教育を受ける権利を保障している憲法26条1項の趣旨や教育の理念に鑑みると、……学生が当該大学において教育を受けるかどうかについては、当該学生の意思が最大限尊重されるべきであるから、学生は、原則として、いつでも任意に在学契約を将来に向かって解除することができるものと解するのが相当である。このような考えに立てば、大学の学則において、学生の側からの退学（在学契約の解除）について学長等の許可を要するなど定められている場合でも、これらの定めをもって、学生による在学契約の解除権の行使を制約し、あるいは在学契約の解除の効力を妨げる趣旨のものとは解すべきではない……。したがって、退学については学部長の許可を要する旨定める本件通則29条は、退学が学生の身分に重大な影響を及ぼすものであることを考慮した手続的な定めと解され、当該許可によりはじめて在学契約の解除の効力が生ずるものとは解することは許されないというべきである。……」

「以上に説示したところによれば、授業料を納付するまで退学を認めない本件運用が学生の在学契約の解除権の行使を制約するものであることは明らかであるところ、退学が学生の身分に重大な影響を及ぼすことからすれば、本件運用が学生に及ぼす不利益の程度は看過することができず、また、当該制約をすることに合理的理由があるとは認められない。したがって、本件運用を根拠に授業料の未納がある学生からの退学、すなわち在学契約の解除を認めないとするは許されないというべきである。」

したがって、裁判所は、Y₁は、Y₃の違法行為によりXの被った損害について賠償責任を負うべ

きであると判示した。なお、Y₂、Y₄への請求について、いずれもXの退学願いを直接取り扱う地位になかったことから、職務上尽くすべき注意義務違反があると認められないとして、賠償責任を認めなかった。

2 Xの損害について

「Xは、Y₃の違法行為によって退学願いが受理されず、同契約の解除が認められなかったため、……和解が成立するに至るまでこれらの訴訟・非訟活動を余儀なくされるなど相応の労力を負担し、これについて無形的損害を被ったものと認められる。……Xが被った無形的損害は、金銭に換算して5万円と評価するのが相当である。」

判例の解説

一 国公立大学と学生との間の在学関係

大学学納金返還訴訟に関連する一連の判決¹⁾（以下「平成18年判決」と表記する。）では、私立大学と学生との間で締結された在学契約をめぐる法的性質や解除の可否が問題になっていたが、本事案におけるYらは、国立大学であり、平成18年判決で示された法理をそのまま当てはめることができるかという問題が浮上する。

かつて、国公立学校との在学関係は公法上の関係であり、教育目的に必要な限度で、学生を包括的に支配しうる特別な権力関係とする「特別権力関係説」²⁾が支配的見解であった。同説によると、在学関係における学校当局の権力行使については、特定の目的を達成するために個々人の自由が制限されるとして訴訟が許されないことになる。しかし、その後、教育基本法や学校教育法などの公教育法規が、国公立・私立を区別していないことなどを根拠に、国公立との在学関係を契約関係と捉える学説³⁾が主張され、また、最高裁⁴⁾が、国公立との在学関係を私立の在学契約関係と峻別することなく取り扱ったことにより、学説・判例では、概ね国公立との在学関係も私立と同様に捉える立場を採用していることになる⁵⁾。

本事例も同様の立場をとり、Y₁の内規の記載を手続的な定めであるとして、Yらの許可があつてはじめて契約の解除の効力が生ずるものではないと判示している。なお、Y₁の学生の退学について大学から「許可」を受けなければならないと

する取り扱い、まさしく「特別権力関係説」に立脚したものであることから、今後、Y₁は、こうした旧態依然の対応を改めていく必要があるだろう。

二 授業料の未納がある学生による在学契約の解除権行使の可否

本事例で問題になっている、授業料の未納がある場合にはこれを完納するまで退学願いを受理しないとする運用は、各内規に明文化されていないが、在学契約の法的効果を伴う行為の決まり事として繰り返し行われていることから⁶⁾、当該運用は事実たる慣習と解する余地がある。

事実たる慣習が両契約当事者の間で法的効力を有するためには、「当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるとき」（民92条）とされており、学生が内規の運用を認識している場合にはじめて、学生に法的拘束力が及ぶことになる。この点について、判例⁷⁾によれば、一般的に認識されている慣習に関しては、当事者が反対の意思を表示しなかった場合に、慣習による意思があったものと解されている。そのため、例えば、消費者取引において事業者のみが業界慣行を形成しており、消費者が当該慣行を知らないという場合には、普遍性が欠如し、慣習は存在しないということになる⁸⁾。また、労働契約における就業規則についても、労働者に周知したときに拘束力を有するということが判例⁹⁾で示されている。以上のことを踏まえれば、本事例での運用は、学則に明記されておらず、学生は同運用を認識していないことから、慣習としての法的拘束力を持ち合わせていないことになる。したがって、Yらが、以前より授業料が未納のままでは退学願いを受理しないというルールを繰り返し運用していたとしても、Xは、これに拘束されることなく、解除権を自由に行使することができることになる。

三 在学契約の複合的性質

仮に、Yらの運用が学則に規定されていた場合、それは特約として学生を拘束することになるのか。この点を検討するにあたり、在学契約の性質について整理していく。

平成18年判決が、在学契約を「有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約」と示したことで、在学契約の法的性質について、下級審

判決や学説などで主張されていた委任契約とは本質的に異なるものとして捉えることになる¹⁰⁾。平成18年判決では、在学契約の特徴について「大学が学生に対して、講義、実習及び実験等の教育活動を実施するという方法で、上記の目的にかなった教育役務を提供するとともに、これに必要な施設等を利用させる義務を負い、他方、学生が大学に対してこれらに対する対価を支払う義務を負うことを中核的な要素とするものである。」と判示するとともに、「学生が、部分社会を形成する組織体である大学の構成員としての学生の身分、地位を取得、保持し、大学の包括的な指導、規律に服するという要素」が包含されていると判示している。すなわち、最高裁の見解によれば、在学契約の要素のうち、教育の提供・施設の利用の部分について、学生が学納金を対価として支払う双務有償契約と捉えており、大学の構成員としての身分取得に関しては、双務有償契約の範囲に含んでいないことになる。実際、Y₁を含む国立大学では、学生が休学する際には学費の支払いを免除しており、身分取得の部分については、学納金の対価となっていないことが窺われる。

たしかに、無名契約としたことで、契約の一部要素について、変則的に有償契約であるとして許容する余地がある¹¹⁾。しかしながら、このように一つの契約の要素について有償と無償の区別をして捉えるならば、大学の在学契約を学習塾や予備校などの教育産業と同一に取り扱う余地が生まれ、学校教育を目的とする在学契約の本質に反するものになりかねない¹²⁾。そもそも在学契約とは、「同契約が教育という全人格的な営為を対象とするだけに、被教育者の自発的な意思がなければ、所期の目的を達成し難い」¹³⁾ものといえる。したがって、特約があった場合にも、教育法の原理及び理念等に鑑み、なによりも学生の意思が尊重されるべきであるとして、学生には、いつでも任意に将来に向かって在学契約を解約する権利があることが導かれるべきであろう¹⁴⁾。

なお、あくまで一案として、在学契約とは、組合契約類似の契約であるとの主張がある¹⁵⁾。同説によれば、学納金を、教育役務の提供、施設利用、身分取得の対価として捉えるのではなく、学校という特殊部分的社会において学校教育という事業の遂行のための拠出金的性格を帯びたものであると説明することになる。大学の起源と

されている中世ヨーロッパのウニヴェルシタス (universitas)¹⁶⁾ が、そもそも組合の一種として理解されていたことからすれば、興味深い見解といえる。仮に、在学契約を組合契約に類似のものと解すれば、例えば、私立大学の中には休学中にも学納金を支払う場合があるが、そうした休学中に支払うべき学納金は、施設を利用する対価や、身を取付する対価ではなく、学生が大学という集団の一員であり、所属している大学が事業を遂行する際に必要な拠出金として支払うべきものと説明することになる。そして、組合員契約では、組合の存続期間を定めなかった場合には、組合員の自由を確保するために任意の脱退を認めており (民 678 条)、最高裁では、同規定を強行規定と解している¹⁷⁾。同説に依拠した場合、Y₁ 大学が学生の解除権の行使を制約する特約を設けていた場合にも、学生は解除権を自由に行使できると説明することも可能だろう。もっとも、学生の自治会やサークルなどの各種団体の存在のほかに、OB とのつながり、OB としての恩恵を考慮すると、全面的に同意することは難しい。

四 無形的損害の意味

本事例では、X の教育を受ける権利が侵害され、精神的苦痛を受けたとの請求に対して、「Y₁ に入学したからといって他の大学に入学し卒業する機会を失ったとは直ちに認められない」として慰謝料を認めなかったが、その一方で、退学願いが受理されず、在学契約の解除が認められなかったために訴訟・非訟活動を余儀なくされるなどの相応の労力を負担したことについては、これを無形的損害として賠償を認めた。

無形的損害という概念は、民 710 条に規定する「財産以外の損害」のうち、精神的苦痛以外のものとして整理されており、判例¹⁸⁾ によれば、法人の名誉毀損に対する損害賠償がこの範囲に当てはまるとしている。その一方で、実質的には財産的損害に相当するものが含まれているが、損害額の算定根拠を立証することができないために、財産以外の損害として位置づけたものとする説明もある¹⁹⁾。本事例での無形的損害とは、後者に該当するものといえるだろう。すなわち、X の被害として認定された損害は、解除が認められていれば費やすことのなかった労力であり、この種の損害は、本来であれば、逸失利益として判断され

るものであるが、損害額の算定の具体的根拠を示すことが難しいため、無形的損害として判断されたといえるだろう。

●—注

- 1) 最判平 18・11・27 民集 60 卷 9 号 3437 頁。
- 2) 園部敏『公法上の特別権力関係の理論』(有斐閣、1949 年) 2 頁。
- 3) 例えば、兼子仁『教育法〔新版〕』(有斐閣、1978 年) 401 頁以下。
- 4) 最判昭 52・3・15 民集 31 卷 2 号 234 頁。
- 5) 伊藤進「在学契約の特質」NBL943 号 (2010 年) 63 頁は、大学教育に限らず、小学校・中学校・高等学校などの学校教育にかかわるものも、基本的には共通するものとしているが、加藤永一「学校教育契約」遠藤浩ほか監『現代契約法大系 7 卷』(有斐閣、1984 年) 274 頁は、保護者の教育権との関係から、義務教育を同様の法律構成の中にとりこめられるかと問題提起している。
- 6) 川島武宜＝平井宜雄『新版注釈民法 (3) 総則 (3)』(有斐閣、2003 年) 266 頁 [淡路剛久]。
- 7) 大判大 3・10・27 民録 20 輯 818 頁。
- 8) 我妻栄『民法総則 (新訂版)』(岩波書店、1965 年) 253 頁、大村敦志『民法読解 総則編』(有斐閣、2009 年) 290 頁。
- 9) 最判平 15・10・10 集民 211 号 1 頁。
- 10) 野澤正充「総論は適切であるが各論に疑問の残る判決」NBL849 号 (2007 年) 17 頁。小粥太郎「批判」判例セレクト (2007 年) 183 頁は、同判断は、新たな役務提供契約理論の形成を支援することになるとしている。松本恒雄「判例による『在学契約法』の創造」NBL849 号 12 頁は、民法には不十分な規定しか存在しない状況で、判例による法創造といってもよいであろうとする。
- 11) 窪田充見「入学金・授業料返還訴訟における契約の性質決定問題と消費者契約法」ジュリ 1255 号 (2003 年) 99 頁。
- 12) 伊藤・前掲注 5) 66 頁。一方で、平野裕之「在学契約の成立、法的性質及び入学金をめぐる判例総合研究」慶應法学 1 号 (2004 年) 375 頁は、「民法理論を、教育法の理念に基づき取引法原理を貫くべきではないとして大上段に修正することは、妥当ではない」とする。
- 13) 東京地判平 15・10・23 判時 1846 号 29 頁。
- 14) 鹿野菜穂子「批判」判評 553 号 (2005 年) 9 頁。
- 15) 伊藤・前掲注 5) 66 頁。
- 16) 鱒田豊之『ヨーロッパ中世 世界の歴史 9』(河出書房新社、1974 年) 340 頁。
- 17) 最判平 11・2・23 民集 53 卷 2 号 193 頁。
- 18) 最判昭 39・1・28 民集 18 卷 1 号 136 頁。
- 19) 窪田充見編『新注釈民法 (15)』(有斐閣、2017 年) 378 頁 [前田陽一]。